
財政の概況

平成21～30年度決算の状況(推移)

令和元年9月

小樽市財政部

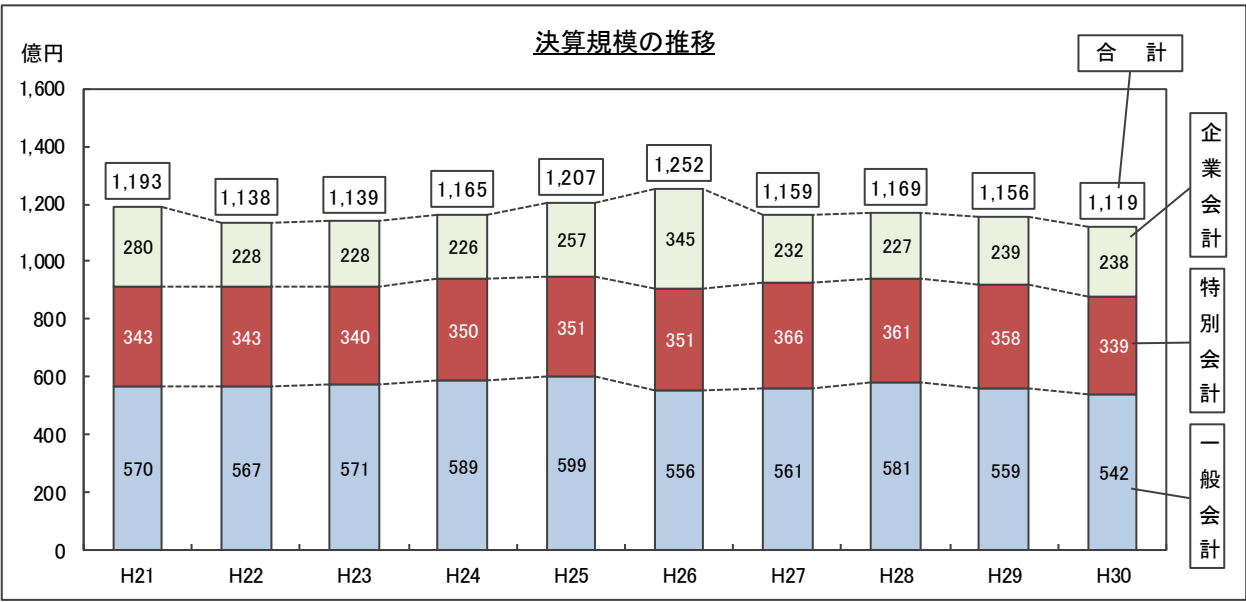
目 次

1. 決算規模	_____	1
2. 決算収支	_____	2
3. 基金等		
(1) 財政調整基金・減債基金	_____	3
(2) 特定目的資金基金	_____	3
(3) 他会計などからの借入れ	_____	3
4. 歳入		
(1) 歳入の内訳	_____	4
(2) 一般財源	_____	4
(3) 市税	_____	5
(4) 地方交付税	_____	6
5. 歳出		
(1) 目的別決算状況	_____	7
(2) 性質別決算状況	_____	8
(3) 人件費	_____	9
(4) 扶助費	_____	10
(5) 公債費（元利償還額）	_____	11
(6) 貸付金	_____	13
(7) 繰出金	_____	13
(8) 普通建設事業費	_____	14
6. 主な財政指標		
(1) 健全化判断比率及び資金不足比率	_____	15
(2) 財政力指数	_____	16
(3) 経常収支比率	_____	17

※四捨五入による端数調整の関係で数値が一致しない場合があります。

1. 決算規模

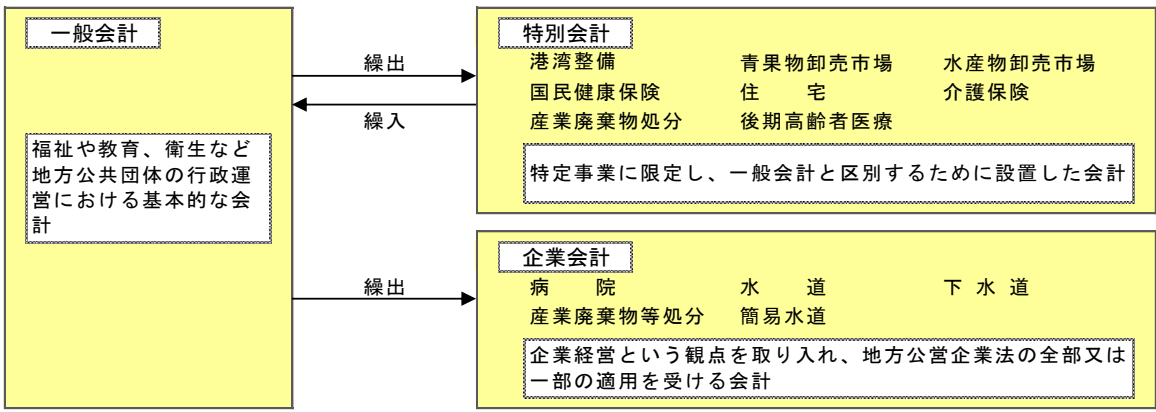
30年度の決算規模（歳出）は、前年度と比較すると、一般会計は17億円の減、特別会計は19億円の減、企業会計は1億円の減となり、全会計では37億円の減となりました。



以下、**2. 決算収支** **3. 基金等** **4. 歳入** **5. 歳出** は一般会計、**6. 主な財政指標** は、普通会計の内容で記載しています。

会計区分

小樽市では、「一般会計」のほか8つの「特別会計」と5つの「企業会計」を設置しています。「一般会計」から「特別会計」「企業会計」に対し、法令等で定められた基準により繰出金を支出するほか、必要に応じて、特別会計の収支余剰・不足を一般会計との繰入または繰出により調整しています。



上記の会計区分ほかに、「普通会計」「公営事業会計」の区分があります。地方公共団体ごとに会計の区分や範囲が異なることから、全ての団体相互間の財政比較や時系列比較が可能となるよう国が定めた決算統計上の分類で、小樽市の「普通会計」は、一般会計及び2つの特別会計（住宅事業、産業廃棄物処分事業）によって構成されています。

2. 決算収支（一般会計）

「実質収支」は22年度から9年連続で黒字となりました。一方で、前年度の実質収支を差し引いた「単年度収支」及び財政調整基金の積立て・取崩しを考慮した「実質単年度収支」は、28年度から3年連続で赤字となりました。

■一般会計の決算状況

(単位:百万円)

	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
実質収支	▲31	1,184	1,173	157	286	500	1,922	663	221	216
単年度収支	629	1,215	▲11	▲1,017	130	214	1,422	▲1,259	▲442	▲5
実質単年度収支 (7)	629	1,215	656	654	▲443	358	1,744	▲298	▲410	▲194
【参考】財政調整基金繰入額	—	—	—	258	1,165	—	—	—	300	300
財源対策 (他会計借入など) (イ)	765	612	411	—	—	—	—	—	—	—
財源対策を考慮した 実質単年度収支 (7)-(イ)	▲136	603	245	654	▲443	358	1,744	▲298	▲410	▲194

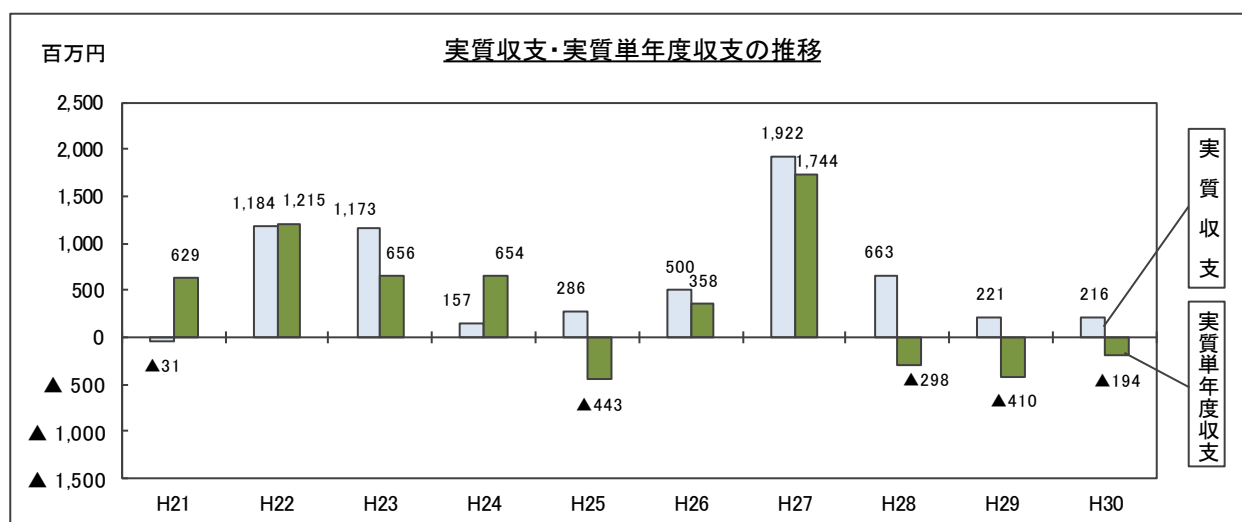
※他会計からの借入は平成23年度が最終です。

30年度の収支状況

30年度の実質収支は2億1,600万円の黒字となりました。実質収支から30年度の歳入に含まれる29年度の決算剰余金である前年度繰越金2億2,100万円を控除した単年度収支は500万円の赤字、単年度収支に、財政調整基金の積立金1億1,100万円及び取崩しによる繰入金3億円を考慮した実質単年度収支は1億9,400万円の赤字となりました。

なお、当初予算における収支不足を補うため行っていた他会計などからの借入による財源対策については、平成24年度以降は実施していません。

(※「他会計などからの借入れ」については、3ページ(3)を参照)



実質収支：歳入歳出差引額から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額

単年度収支：当該年度の実質収支から前年度の実質収支（前年度繰越金）を差し引いた額

実質単年度収支：単年度収支に財政調整基金への積立額及び地方債の繰上償還額を加え、財政調整基金の取崩額を差し引いた額

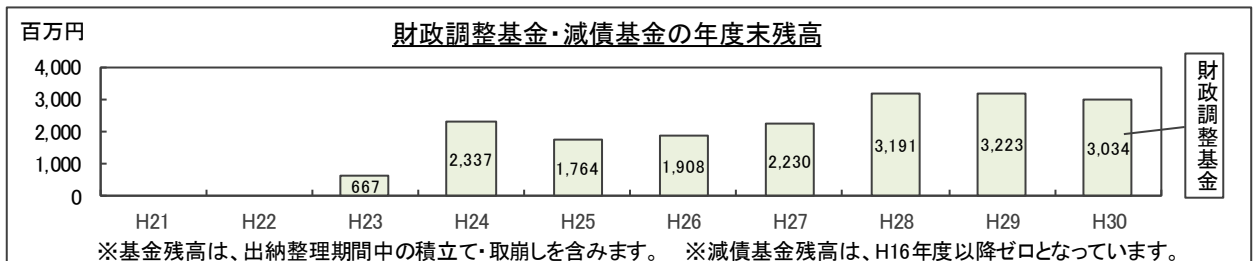
財政調整基金：年度間の財源の不均衡を調整するための積立金

3. 基金等（一般会計）

（1）財政調整基金・減債基金

財政調整基金と減債基金は、財源調整や市債（借入金）の償還に充てるための積立金です。両基金とも、16年度以降は全額取崩しにより残高がゼロとなっていました。22年度決算で実質収支が黒字となったことから、23年度に財政調整基金へ積み立てています。

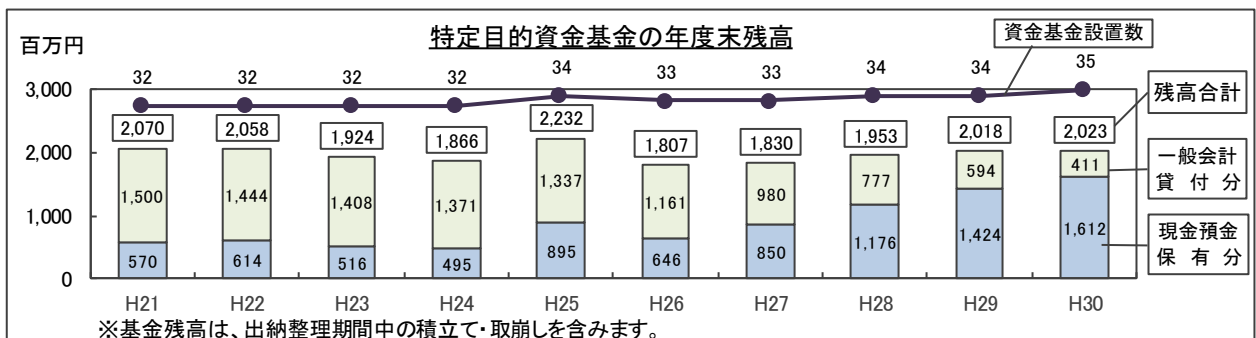
30年度は、前年度決算剰余金などにより1億1,100万円を積立てした一方、財源調整のために3億円の取崩しを行いました。



（2）特定目的資金基金

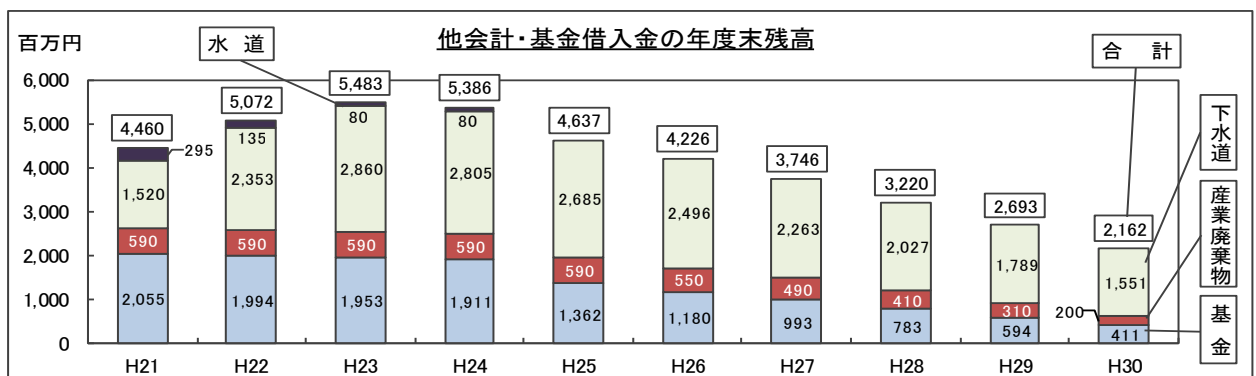
特定の目的のための資金基金の残高は、21年度に「地域経済活性化等推進資金基金」、25年度に「庁舎建設資金基金」「地域の元気臨時資金基金」の創設などにより増加し、26年度に「地域の元気臨時資金基金」「市立病院新築資金基金」において、目的に沿った事業の財源として全額活用したことから減少しました。28年度以降は「ふるさと納税」による寄附金が増加したことから、残高が増加傾向にあります。

30年度は、学校の施設整備の経費に当てることを目的に、「学校教育施設整備資金基金」を創設しました。



（3）他会計などからの借入れ

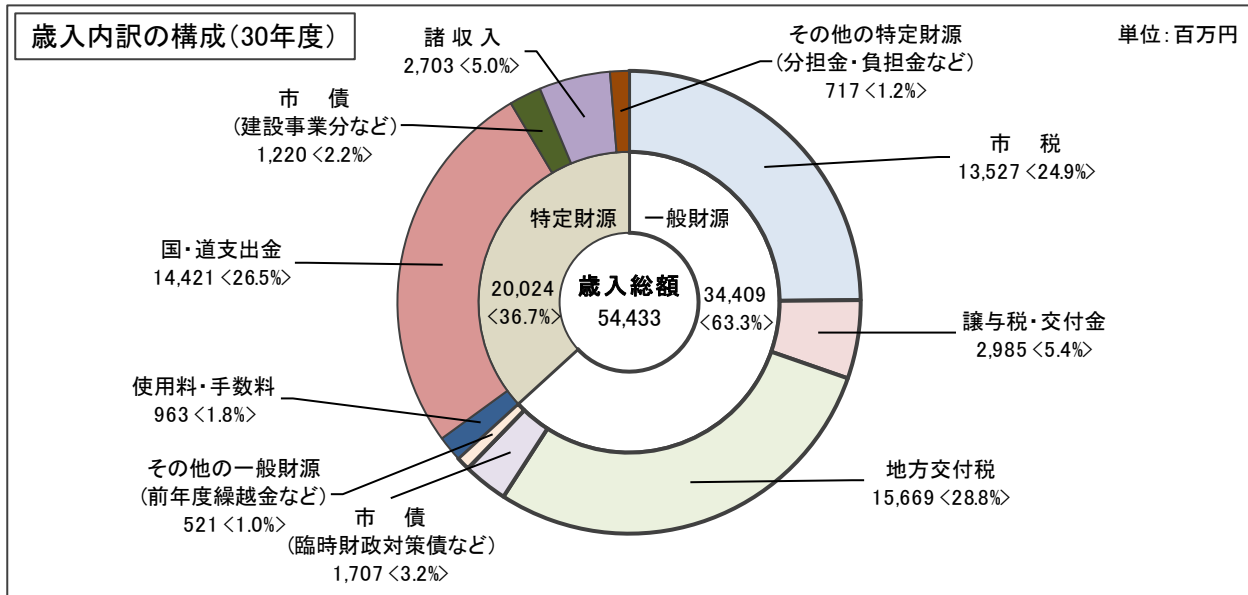
13年度以降に財政調整基金・減債基金の残高が大きく減少したため、14年度から23年度までの間、不足する財源について他会計や基金から借入れを行ってきました。



4. 歳入（一般会計）

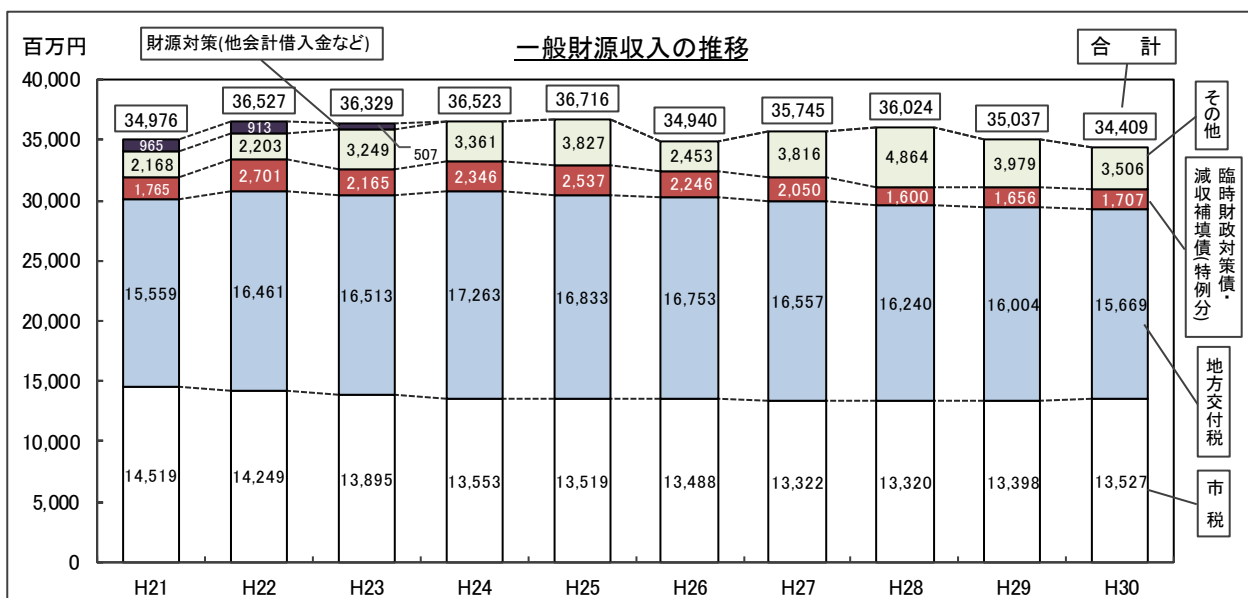
（1）歳入の内訳

30年度の歳入をみると、地方交付税が156億6,900万円で、歳入全体の28.8%を占めています。次いで、国・道支出金が144億2,100千円で26.5%、市税が135億2,700万円で24.9%となっています。



（2）一般財源

30年度の一般財源収入は、前年度と比べ、市税、地方消費税交付金などで増加しましたが、地方交付税、前年度決算剰余金に伴う繰越金などで減少したことにより、全体では6億2,800万円の減となりました。

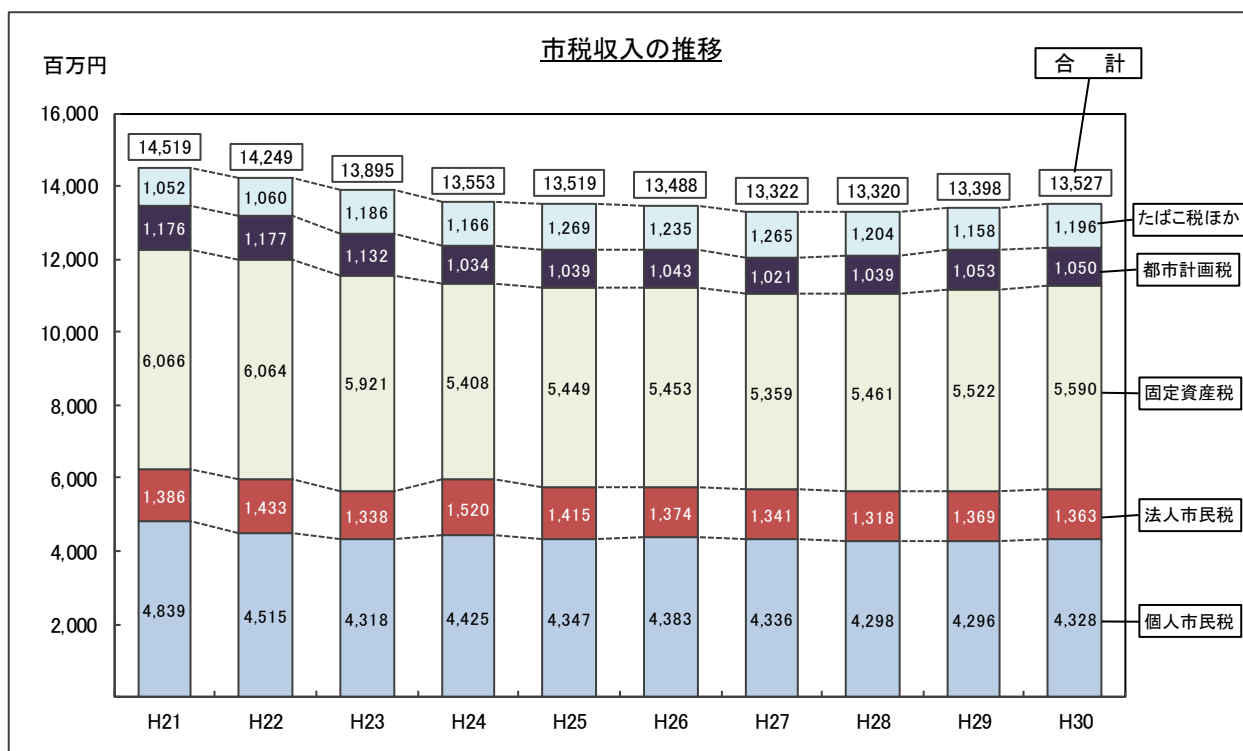


一般財源：市税や地方交付税など、市が自らの判断で用途を決めることができる財源（多様な行政ニーズに対応した市独自の政策を実施するためには、一般財源の確保が重要となる）

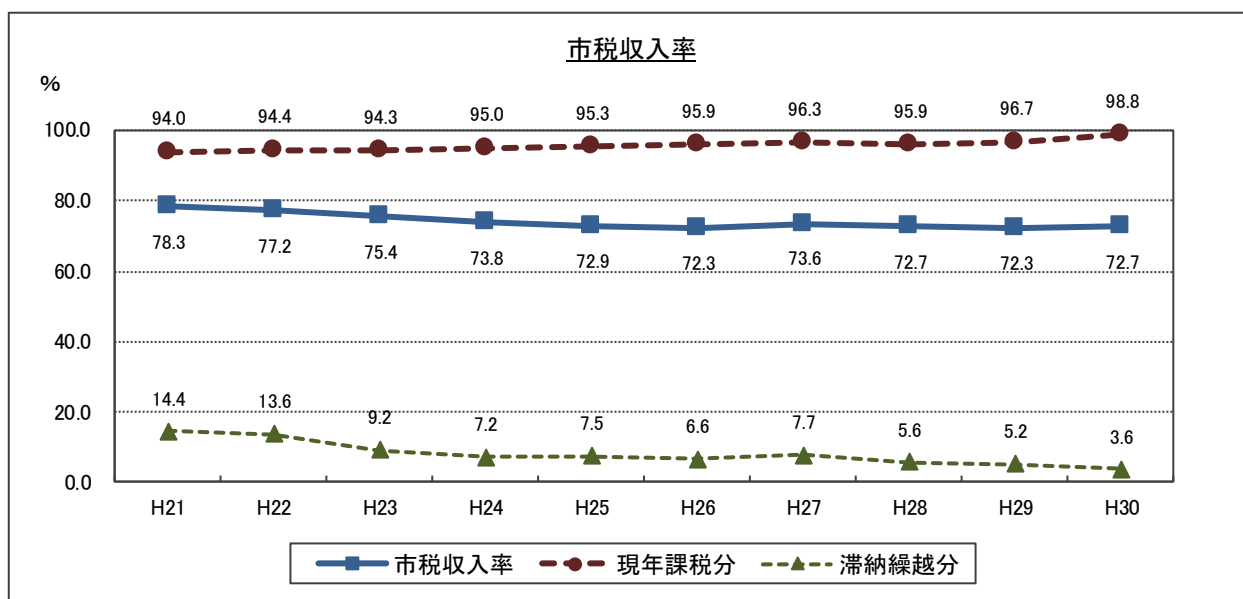
特定財源：国・道支出金や使用料・手数料など、用途があらかじめ定められている財源

(3) 市 税

30年度の市税収入は、前年度と比べ、法人市民税、たばこ税、都市計画税で減収となりましたが、個人市民税、固定資産税、軽自動車税、特別土地保有税、入湯税で増収となり、全体では1億2,900万円の増収となりました。



市税収入率は、現年課税分については前年度に比べ上昇し、過去10か年で最高値となりました。また、滞納繰越分を合わせた市税全体の収入率は、28年度以降の低下している状況から、本年度は上昇に転じました。

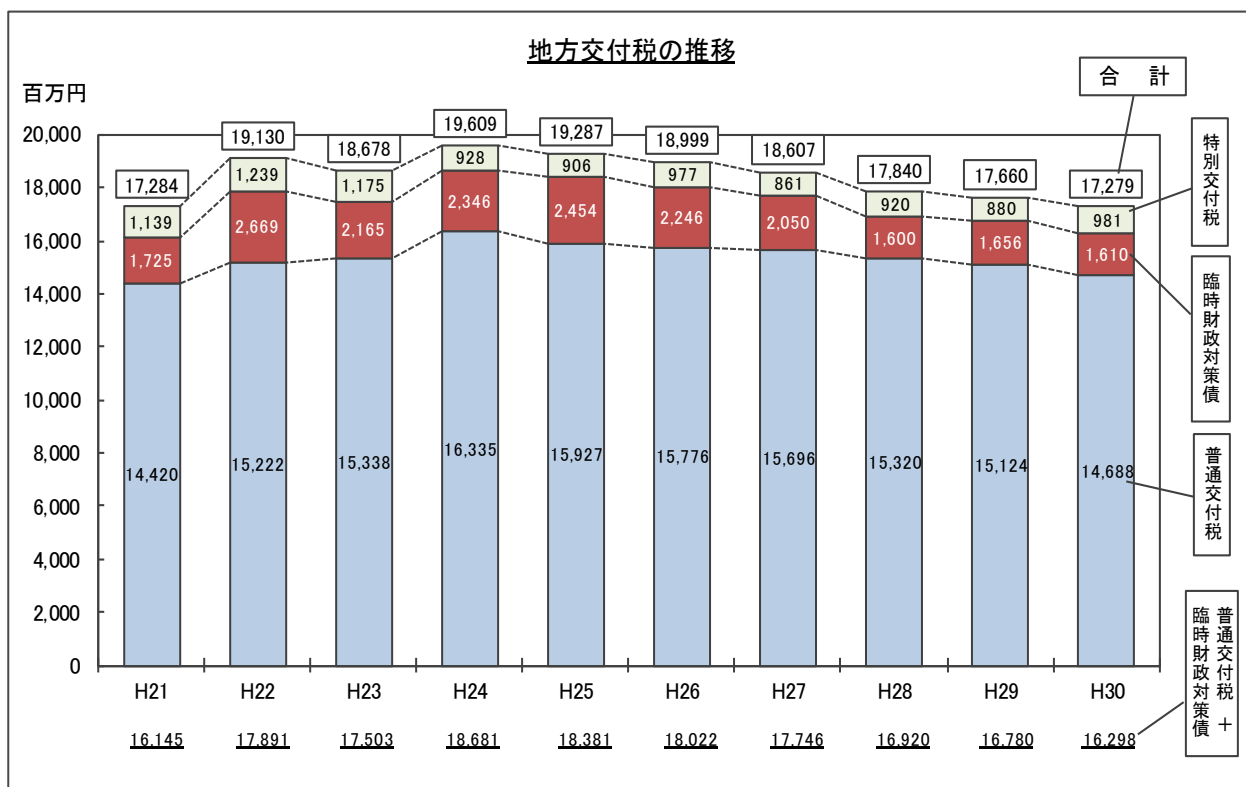


(4) 地方交付税

地方交付税と、普通交付税の一部が振り替えられた臨時財政対策債を合わせた「実質的な地方交付税」は、国の「三位一体の改革」の影響により16年度に大幅な削減を受けて以降、19年度まで減少していましたが、地方再生対策費等の算定項目の新設などもあり、20年度から増加傾向に転じました。

その後、24年度は積雪度級地区分の見直しなどにより増加しましたが、25年度は地方財政計画における地方公務員給与費の削減、26年度及び27年度は地方消費税交付金の増収、28年度は普通交付税算定の基礎となる国勢調査人口の減少（22年度調査数値から27年度数値に置き換えられた）、29年度は人口急減補正（国勢調査人口の減による普通交付税の急減を緩和し、毎年度段階的に減額される）や市税収入の増収などが普通交付税の算定に反映されたことなどから、それぞれ減少しました。

30年度は、地域経済・雇用対策費の算定項目の廃止や、生活保護費において、前年度の被生活保護者数の確定に伴う精算が算定に反映されたことなどにより、前年度に比べ減少しました。



地方交付税：地方公共団体間の財源の不均衡を調整し、どの地域においても一定の行政サービスを提供できるよう国税の一部が地方公共団体に交付されるもので、使い道が特定される「国庫支出金」などと違い、地方自治体が自由に使えるお金（一般財源）として、市税と合わせて一般会計歳入の約半分を占める主要な財源

普通交付税：財源不足団体に対して交付される地方交付税

特別交付税：普通交付税で捕捉されない特別の財政需要に対して交付される地方交付税

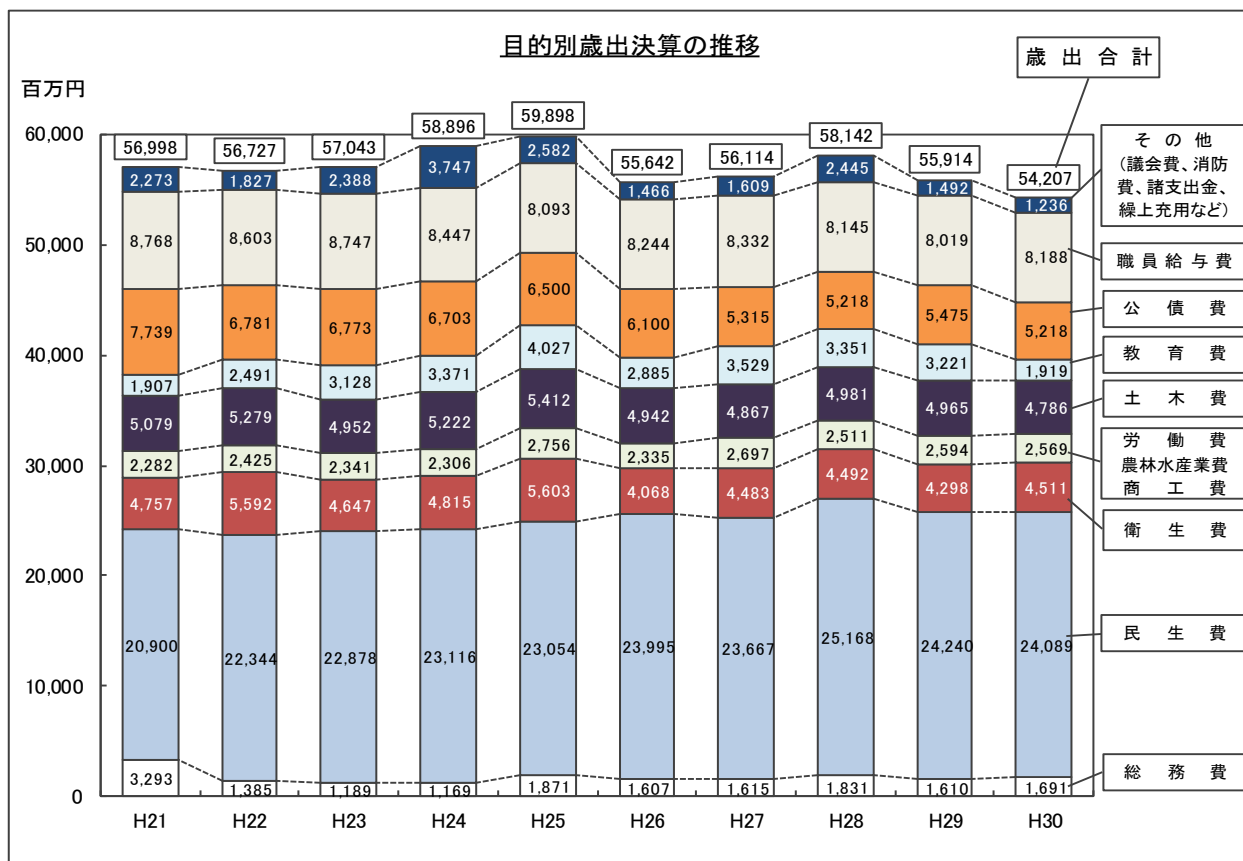
臨時財政対策債：地方交付税を交付するための財源に不足が生じていることから、不足額の一部を地方負担により補填するため、地方自治体に特例で借入が認められた地方債（返済する際の元利償還額は、後年度の地方交付税の算定において全額算入される）

5. 歳 出（一般会計）

（1）目的別決算状況

歳出を使われる目的別にみると、30年度も引き続き民生費が一番多く、次いで職員給与費、公債費の順となっています。

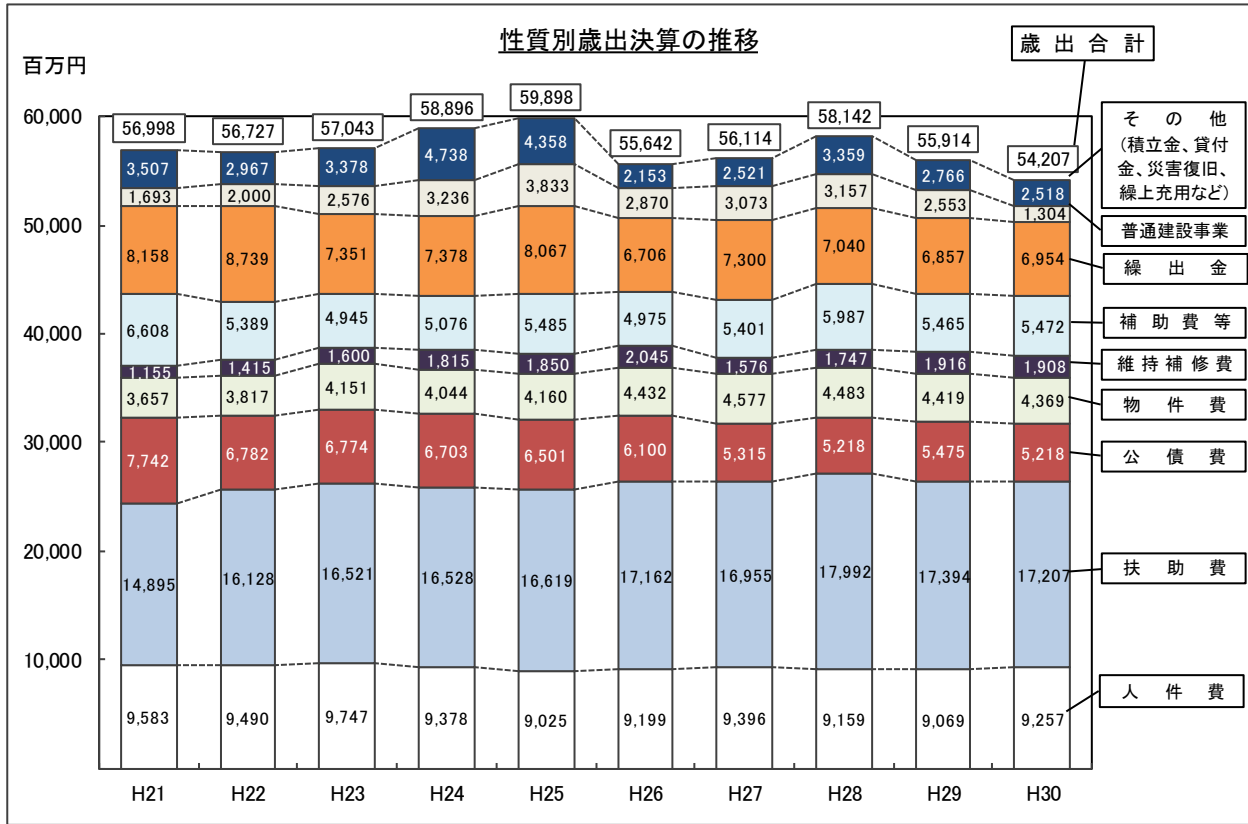
前年度と比較すると、衛生費において病院への繰出金や北しりべし廃棄物処理広域連合負担金の増などにより2億1,300万円増加しましたが、教育費において前年度に山の手小学校の建設工事が終了したことなどにより13億200万円、公債費において市債の元金及び利子の償還額が減少したことにより2億5,700万円、諸支出金において前年度決算剰余金の減少に伴う財政調整基金積立金の減などにより2億1,800万円それぞれ減少したことから、歳出総額で17億700万円の減となりました。



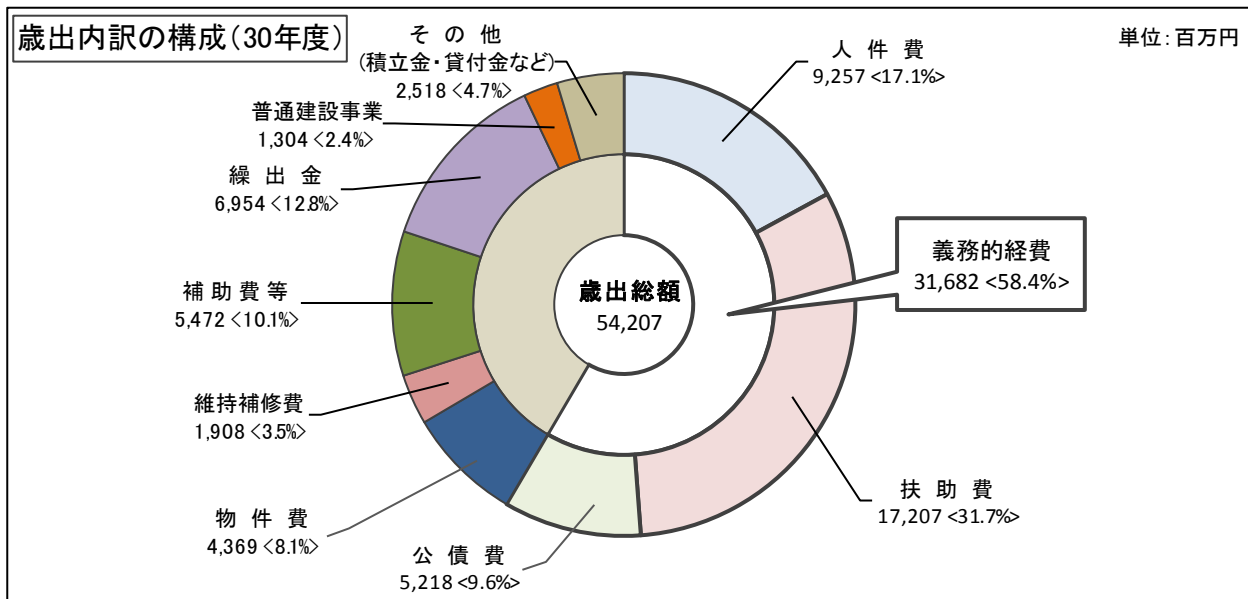
- 総務費：庁舎の管理、企画調整、財務、税務、戸籍、統計調査、選挙などに使われる経費
- 民生費：児童、高齢者、心身障害者等の福祉施設の整備や運営、生活保護などに使われる経費
- 衛生費：保健所やごみ処理など健康で衛生的な生活環境を保持するために使われる経費
- 労働費：失業や就業対策のために使われる経費
- 農林水産業費：農業、林業、水産業の振興のために使われる経費
- 商工費：商業や観光事業などの振興のために使われる経費
- 土木費：道路、河川、住宅、公園など各種の公共施設の整備や維持管理などに使われる経費
- 教育費：小・中学校、社会教育など教育関係に使われる経費
- 公債費：借入金の元金・利子の支払いに使われる経費
- 諸支出金：直ちに特定の行政目的達成に結びつくものではない経費（財政調整基金積立金、特別会計などへの借入金償還金など）

(2) 性質別決算状況

歳出を経費の性質別に見ると、30年度も前年度と同様に扶助費が一番多く、次いで人件費、繰出金の順となっています。



性質別経費のうち、「人件費」「扶助費」「公債費」の3つの経費は、いわゆる「義務的経費」といわれ、固定的な性格の強い経費です。30年度では歳出全体の58.4%（29年度57.1%）を占めており、本市財政の硬直化の一因となっています。

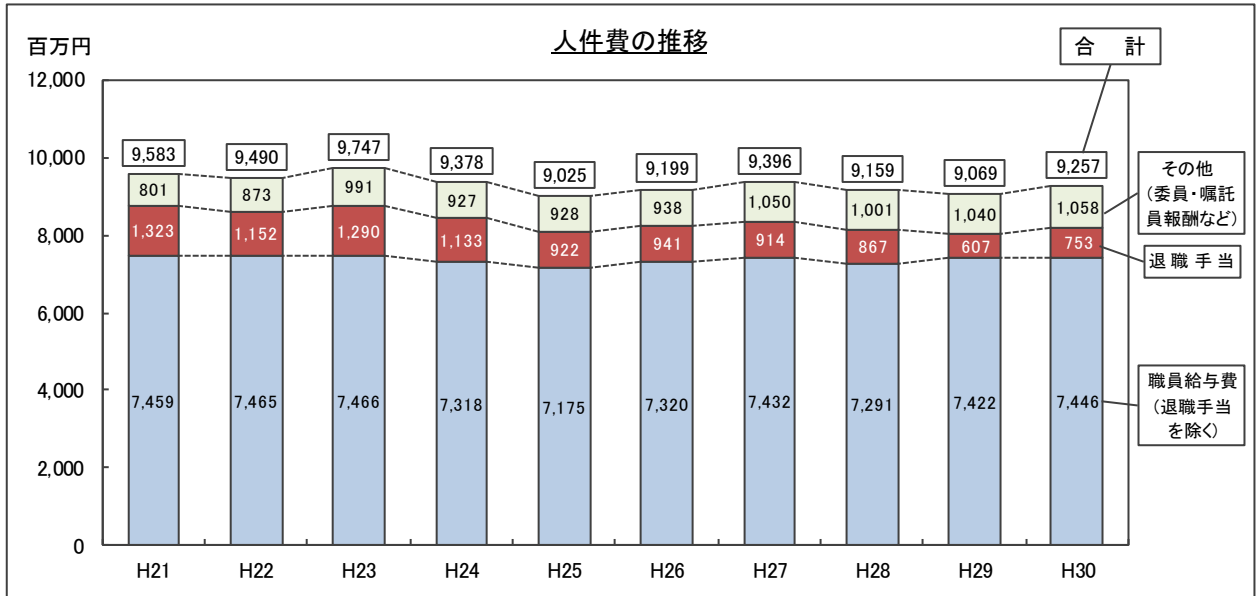


扶助費：生活保護や医療助成など個人に給付される経費、保育所等の運営に係る経費など
公債費：借入金の元金・利子の支払いに使われる経費

(3) 人件費

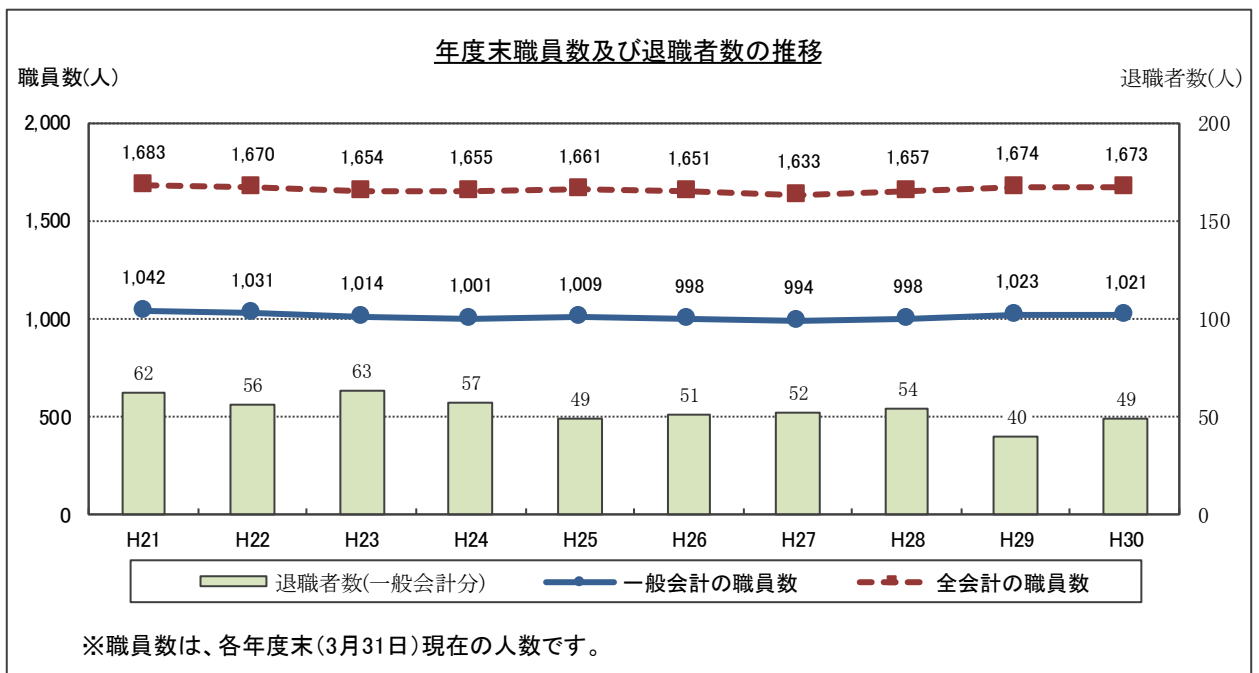
人件費は、前年度と比較して、退職手当で1億4,600万円、退職手当を除く職員給与費で2,400万円増加したことなどにより、全体で1億8,800万円の増となりました。

なお、退職手当を含む職員給与費について、21年度と比較すると5億8,300万円の減となっています。



30年度の年度末職員数は、前年度と比較して、一般会計で2人の減、全会計の合計で1人の減となりました。

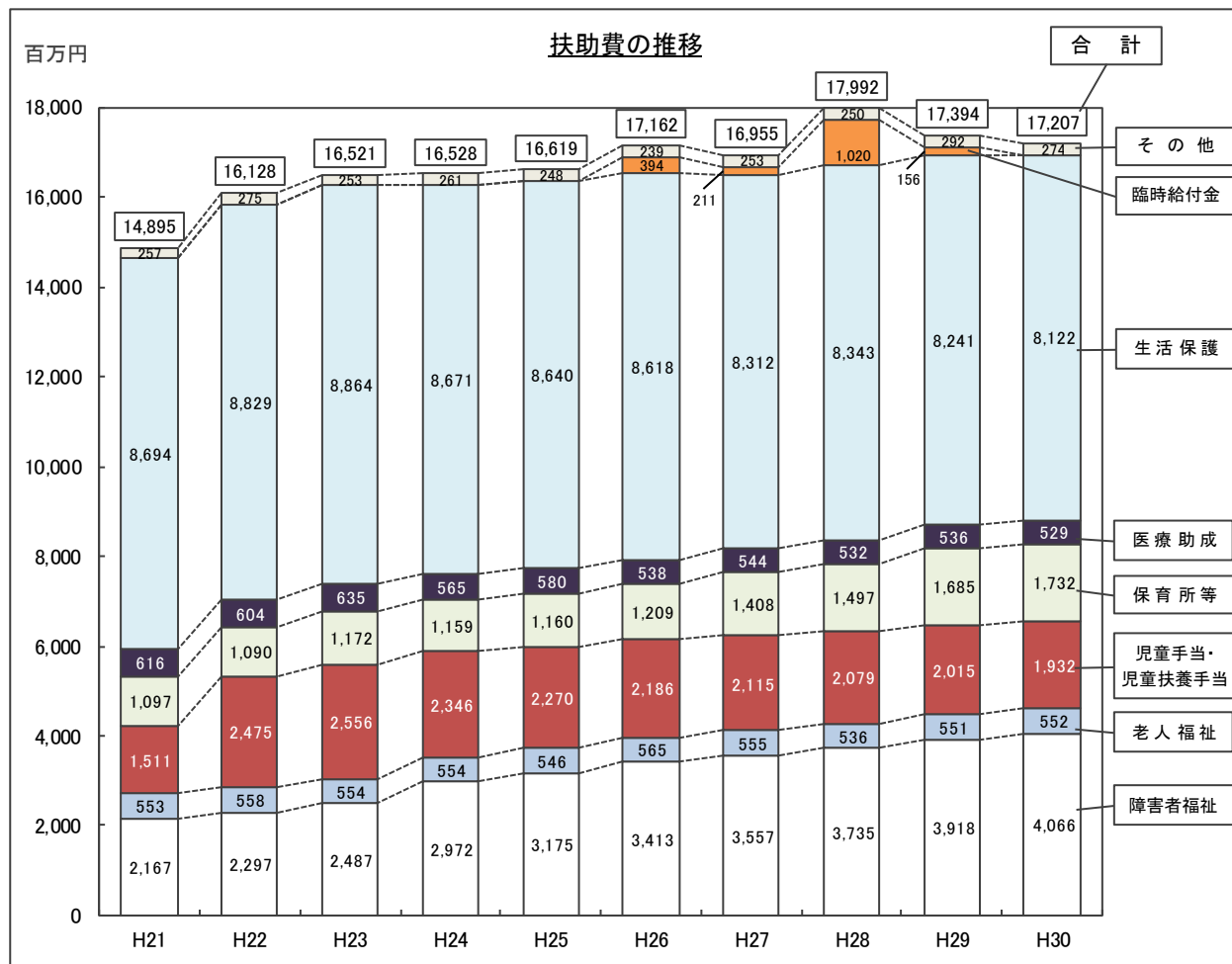
なお、21年度と比較すると全会計の合計で10人の減となっています。



(4) 扶助費

扶助費は172億700万円で、前年度と比較して、臨時給付金で1億5,600万円の皆減となったことなどにより、全体で1億8,700万円(1.1%)の減となりました。

21年度と比較すると、「生活保護」で5億7,200万円(6.6%)減少しましたが、「障害者福祉」で18億9,900万円(87.6%)、「児童手当・児童扶養手当」で4億2,100万円(27.9%)、「保育所等」で6億3,500万円(57.9%)それぞれ増加しており、全体で23億1,200万円(15.5%)の増となっています。



扶助費の区分の主な内容は次のとおりです。

障害者福祉：自立支援医療(更生医療)給付費、重度障害者福祉手当、介護給付費、地域生活支援事業費など

老人福祉：老人ホーム保護費、ふれあいパス事業費など

保育所等：保育所費(市立保育所)、児童措置費(私立保育所、認定こども園など)

医療助成：重度心身障害者医療助成費、こども医療助成費、ひとり親家庭等医療助成費

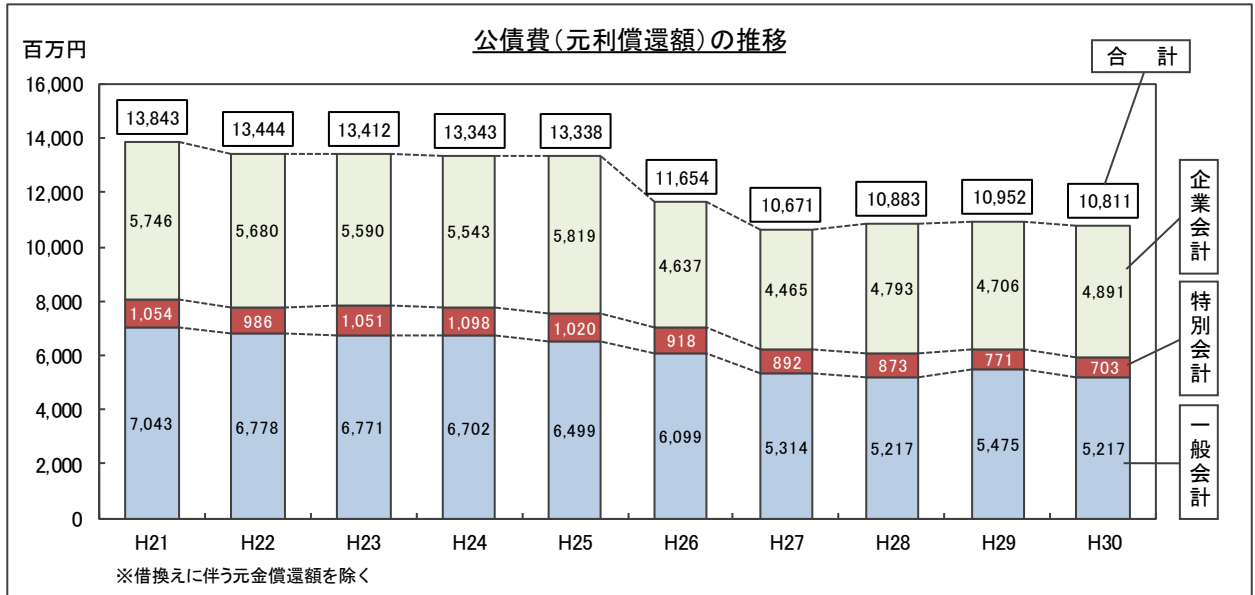
生活保護：生活保護費

その他：就学援助費、結核対策費など

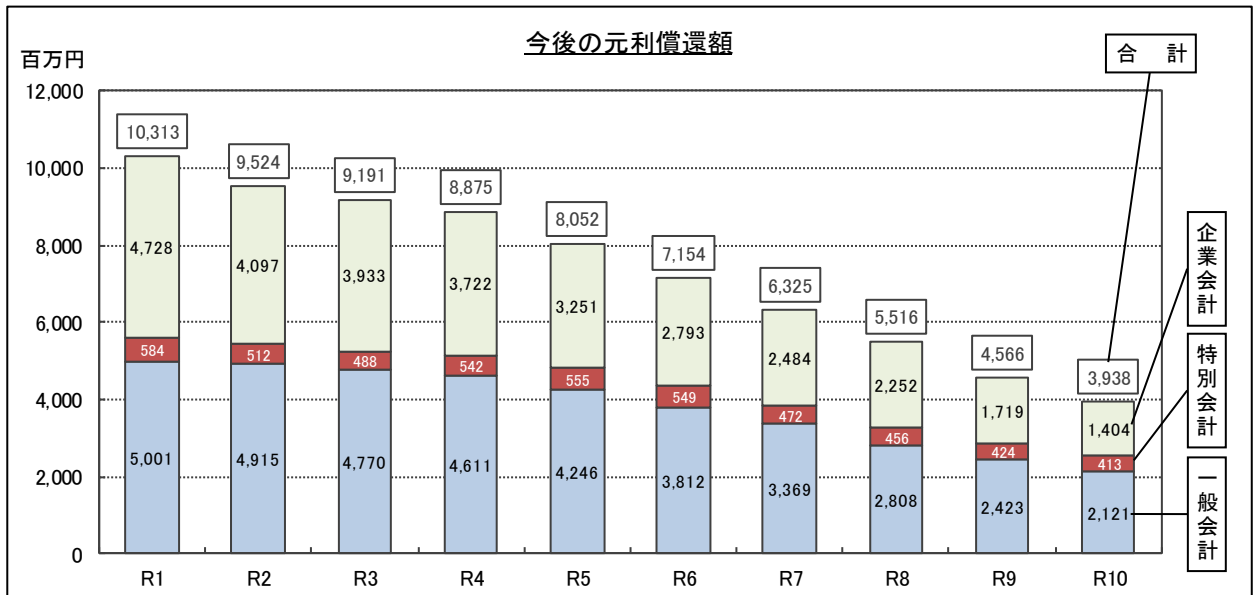
(5) 公債費（元利償還額）

※一時借入金利息及び市債の借換分を除きます。

30年度の元利償還額は、一般会計では52億1,700万円で、前年度と比較して2億5,800万円、4.7%の減、特別会計では7億300万円で、前年度と比較して6,800万円、8.9%の減、企業会計では48億9,100万円で、前年度と比較して1億8,500万円、3.9%の増となり、全体では前年度と比較して1億4,100万円、1.3%の減となりました。



30年度までに借り入れた市債の今後の元利償還額は、次のとおりです。

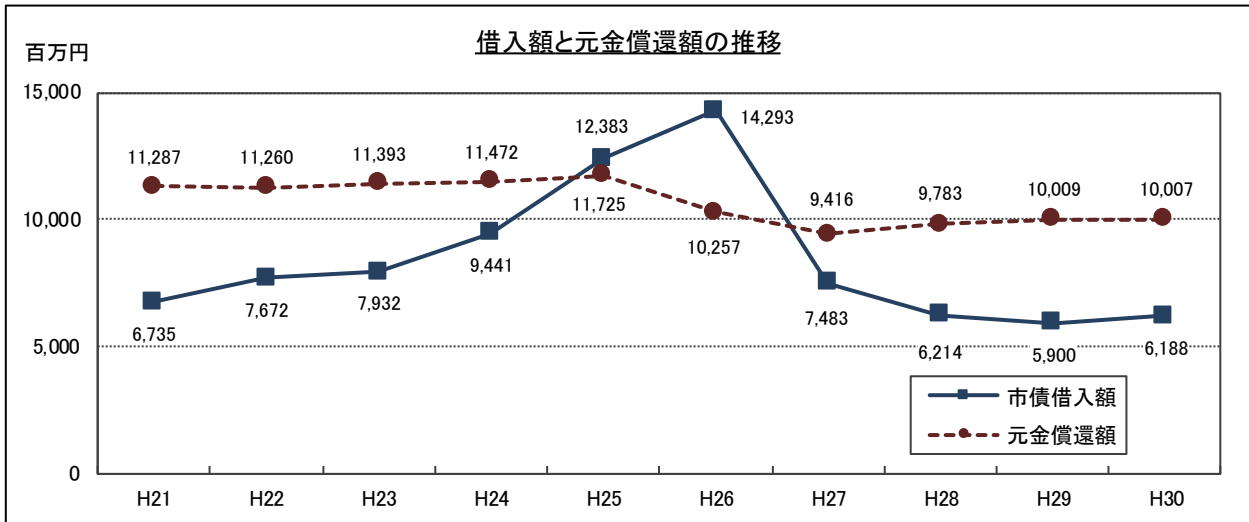


※今後の元利償還額は、利率見直しによる利率の変動や借換えにより変動します。なお、令和元年度以降新たに借り入れる市債の元利償還額は、このグラフに含まれていません。

公債費：借入金の元金・利息の支払いに使われる経費

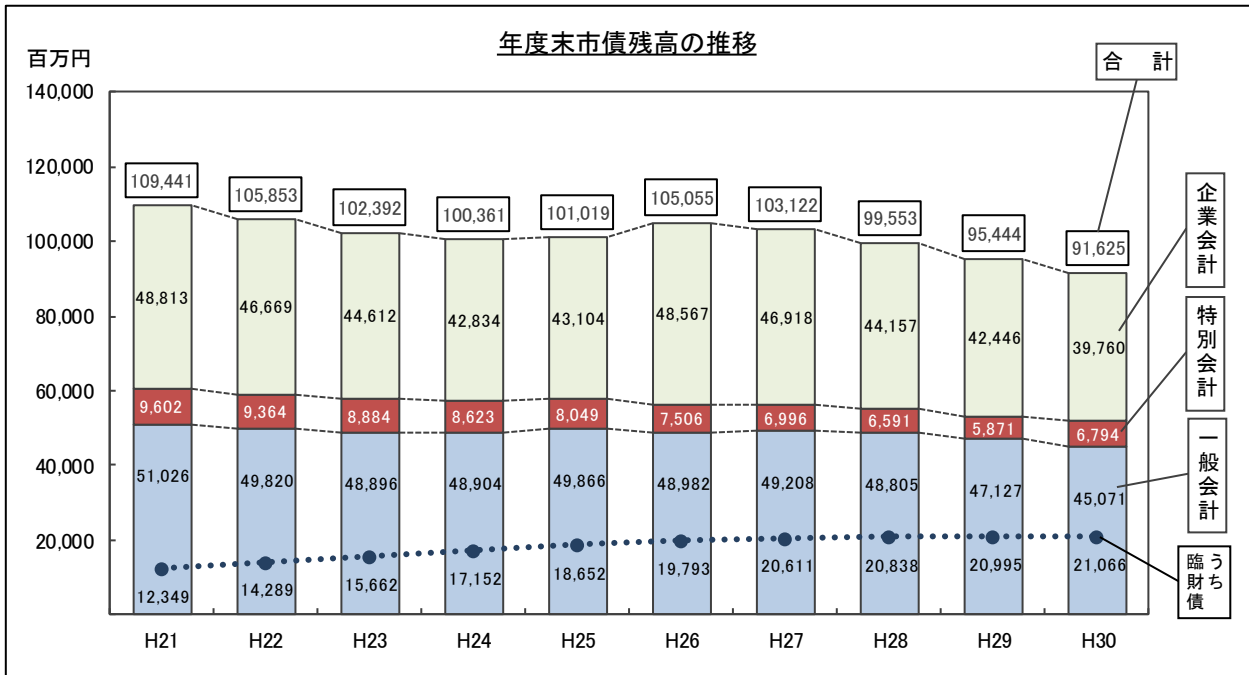
各年度の借入額と元金償還額は、25年度と26年度において新市立病院建設に伴う公営企業債の増などにより借入額が元金償還額を上回っていますが、その他の年度では、借入額が元金償還額を下回って推移しています。

30年度の借入額は前年度に比較し2億8,800万円増加していますが、これは一般会計において、前年度に山の手小学校の建設工事が終了したことなどにより5億7,700万円減少した一方、港湾整備事業特別会計において、中央5号上屋建設工事に伴う借入額の増や、ひき船建造事業の着手に伴う借入の実施などにより、9億1,000万円増加したことなどによるものです。



30年度末の市債残高は、一般会計で450億7,100万円、特別会計で67億9,400万円、企業会計で397億6,000万円、総額では916億2,500万円となり、前年度と比較して38億1,900万円の減となりました。

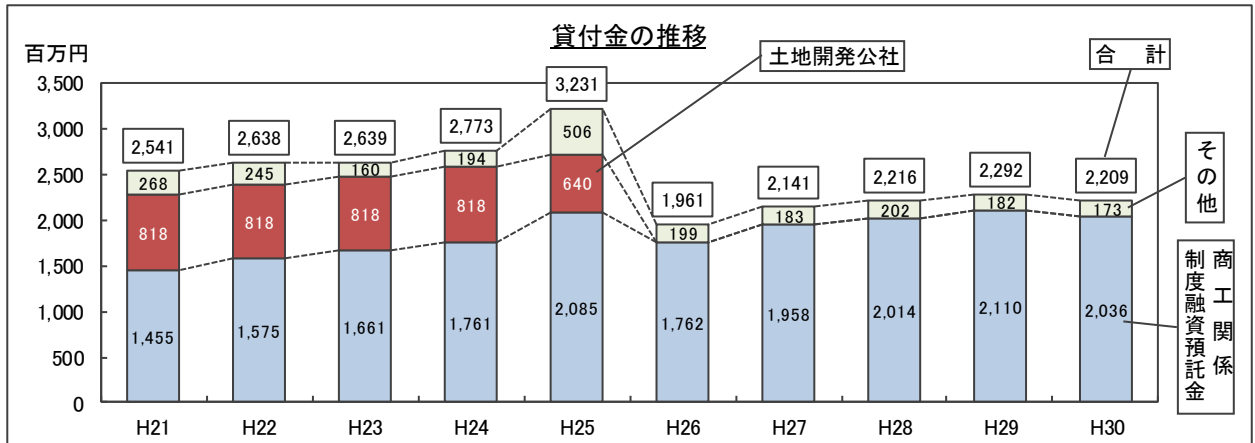
また、一般会計の市債残高うち臨時財政対策債は210億6,600万円で、前年度と比較して7,100万円の増となりました。



(6) 貸付金

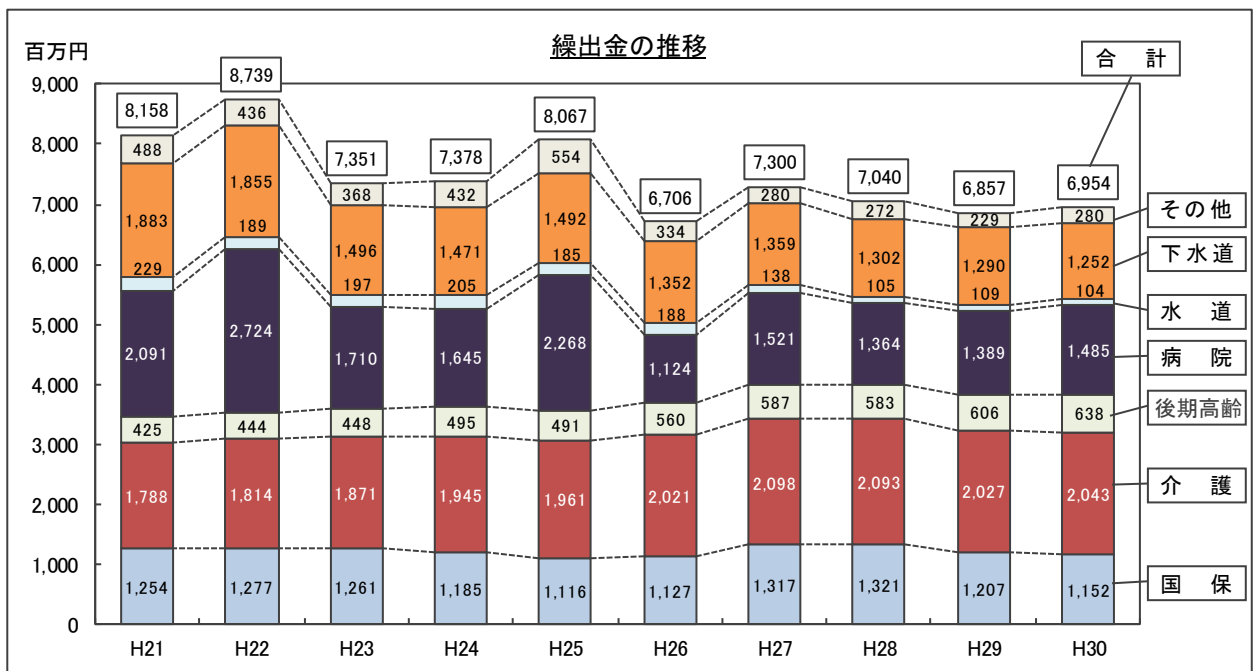
30年度の貸付金は22億900万円で、前年度と比較して8,300万円、3.6%の減となりました。これは、中小企業設備近代合理化資金貸付金の減少により、商工関係制度融資預託金が7,400万円減少したことなどによるものです。

なお、26年度は前年度と比較して12億7,000万円減少していますが、これは土地開発公社の解散に伴う貸付の終了や地域総合整備資金貸付金の減少などによるものです。



(7) 繰出金

30年度の繰出金は69億5,400万円で、前年度と比較すると9,700万円、1.4%の増となりました。これは、市立病院統合新築工事にあわせて実施した医療機器の整備・更新のために借入れた市債の元金償還の開始等により、病院事業会計への繰出金が9,600万円の増となったことなどによるものです。

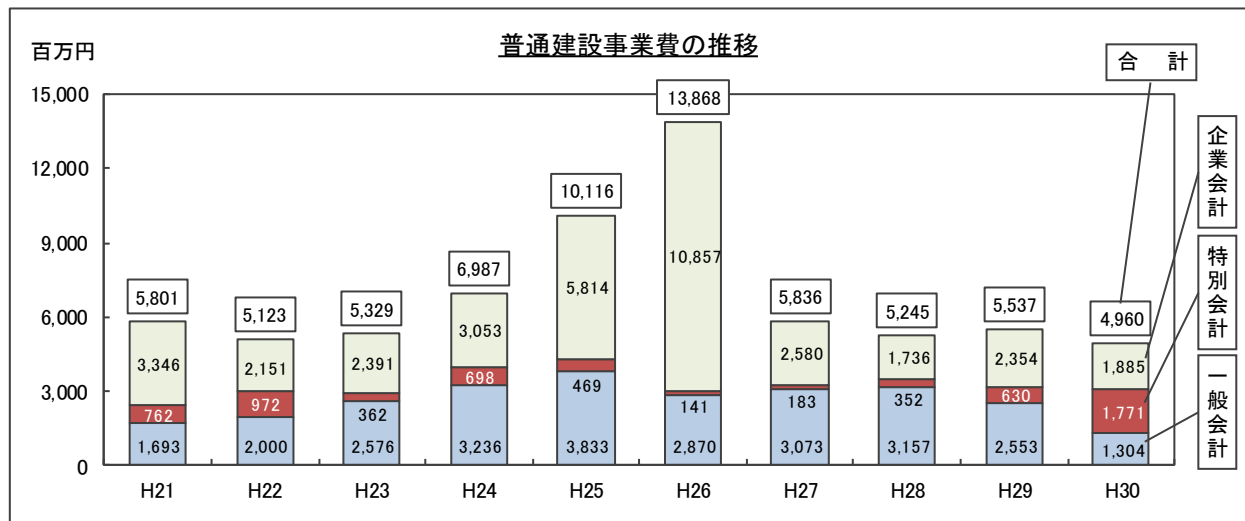


繰出金：一般会計、特別会計、企業会計の相互間において支出される経費

(8) 普通建設事業費

30年度の普通建設事業費は49億6,000万円で、前年度と比較すると5億7,700万円、10.4%の減となりました。これは、港湾整備事業特別会計において、中央5号上屋の建設工事の実施や、ひき船建造事業の着手などにより特別会計で11億4,100万円、180.9%の増となりましたが、山の手小学校の建設工事が29年度で終了したことなどにより一般会計で12億4,900万円、48.9%の減、水道事業において改良工事費や導・送水管整備工事費の減などにより企業会計で4億6,900万円、20.0%の減となったことによるものです。

なお、25年度及び26年度は、病院事業会計における新市立病院建設工事の実施より企業会計で大幅な増加となっています。



◇主な建設事業の実施状況

(単位: 百万円)

事業名	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
北海道新幹線建設費負担金									6	40
防災行政無線(同報系)整備事業									5	7
保育所建設事業				9	285	404	27			
廃棄物最終処分場拡張整備事業	169								9	
新夜間急病センター建設事業			29	172	99					
臨時市道整備事業	392	397	452	476	393	402	360	324	314	304
ロードヒーティング更新事業	87	51	79	81	122	77	45	40	49	60
道路ストック更新事業							70	22	28	31
橋りょう長寿命化事業(銭函高架橋耐震化事業含む)							53	157	151	209
高速道路周辺道路整備事業								42	41	43
河川整備事業(銭函地区河川防災事業含む)	32	34	35	45	96	79	79	42	24	16
旧国鉄手宮線整備事業		10		194	87	26	56	36		
都市公園安全・安心事業		32			84	24	29	28	57	77
小樽公園再整備事業						56	30	58	12	22
港湾国直轄工事費負担金	44	36	25	24	27	40	157	203	200	135
臨港道路改良事業							12	25	12	
合同庁舎周辺整備事業	35	43	83	11			33			
岸壁改良事業(第2号ふ頭/第3号ふ頭)		32	74	21	38	45	19	7	19	
岸壁附帯施設改修(勝納ふ頭)				60	144					
小樽港保安施設改良事業										2
色内ふ頭老朽化対策事業										19
消防機動力増強・近代化事業(消防自動車等)		63	188		64	31	115	83	106	25
高機能消防指令センター整備事業				307	12					
消防救急無線デジタル化事業					8	296	159			
救急業務高度化推進事業(救急自動車等)				47	31	31		26		27
消防署オタモイ出張所建設事業						24	9	338		
校舎等改築事業(手宮中央小)				34	341	872	582	247		
校舎等改築事業(山の手小)				11	5	33	190	587	1,223	
校舎改築事業(朝里中)							7	105		
耐震補強・大規模改造等事業(小・中学校)		561	982	674	274	20	683	456		15
新共同調理場建設事業			212	848	1,601					
重要文化財旧日本郵船(株)保存修理事業										16
桜ヶ丘球場整備事業							114			
[特別会計]港湾整備事業(上屋整備事業ほか)		36		10		9	19	20	56	728
[特別会計]港湾整備事業(ひき船建造事業)										327
[特別会計]住宅事業	562	937	349	660	460	95	163	321	574	716
[特別会計]産業廃棄物処分事業	200									1
[企業会計]病院事業(うち病院統合新築事業)			120	878	3,628	8,476	590			
[企業会計]水道事業	839	825	919	953	933	927	1,015	836	1,208	903
[企業会計]下水道事業	2,118	1,172	967	1,062	1,067	1,453	882	797	836	784

普通建設事業費：道路、橋、学校、公園等公共及び公用施設の新増設等に要する経費

6. 主な財政指標

(1) 健全化判断比率及び資金不足比率

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づき算定した各比率は下記のとおりです。
30年度決算では、すべての健全化判断比率及び資金不足比率が、早期健全化基準及び経営健全化基準を下回りました。

[健全化判断比率]

(単位:%)

指 標 名	H26決算	H27決算	H28決算	H29決算	H30決算	(参 考)	
						早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	—	—	—	—	—	11.74	20.00
連結実質赤字比率	—	—	—	—	—	16.74	30.00
実質公債費比率	12.2	10.6	8.3	7.9	7.9	25.0	35.0
将来負担比率	75.7	69.4	61.7	48.5	43.1	350.0	

※ 連結実質赤字比率の財政再生基準・・・H21決算40%、H22決算35%、H23決算以降30%

[資金不足比率]

(単位:%)

会 計 名	H26決算	H27決算	H28決算	H29決算	H30決算	(参 考) 経営健全化基準
港湾整備事業特別会計	—	—	—	—	—	20.0
青果物卸売市場事業特別会計	—	—	—	—	—	
水産物卸売市場事業特別会計	—	—	—	—	—	
簡易水道事業特別会計 ※	—	—	—	—	—	
病院事業会計	6.5	—	—	0.1	0.7	
水道事業会計	—	—	—	—	—	
下水道事業会計	—	—	—	—	—	
産業廃棄物等処分事業会計	—	—	—	—	—	
簡易水道事業会計 ※	—	—	—	—	—	

※ 簡易水道事業は、平成29年4月1日付けで、地方公営企業法を適用したことに伴い、特別会計を平成29年3月31日で廃止し、企業会計に移行しました。

実 質 赤 字 比 率：一般会計等を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率

連結実質赤字比率：全会計を対象とした実質赤字及び資金不足の合計から実質黒字及び資金余剰の合計を控除した額の標準財政規模に対する比率

実 質 公 債 費 比 率：一般会計等が負担する市債の元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率

将 来 負 担 比 率：一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率

資 金 不 足 比 率：公営企業ごとの資金の不足額の事業規模に対する比率

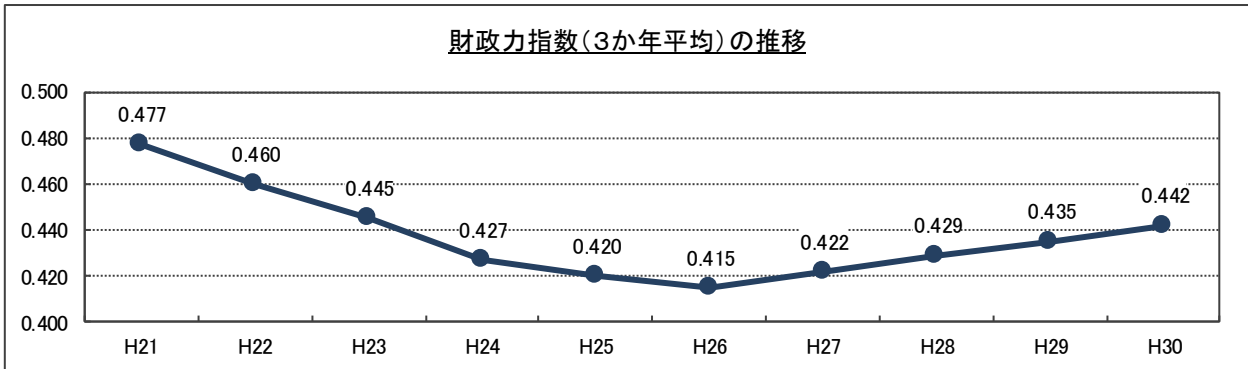
早期健全化基準：健全化判断比率のどれか一つでもこの基準を上回ると、財政健全化計画の策定（イエローカード） ・公表が義務づけられます。

財政再生基準：健全化判断比率のどれか一つでもこの基準を上回ると、財政再生計画の策定・（レッドカード） 公表が義務づけられます。また、この計画について、総務大臣の同意が得られていなければ、災害復旧事業債等を除き市債の借入れができなくなります。

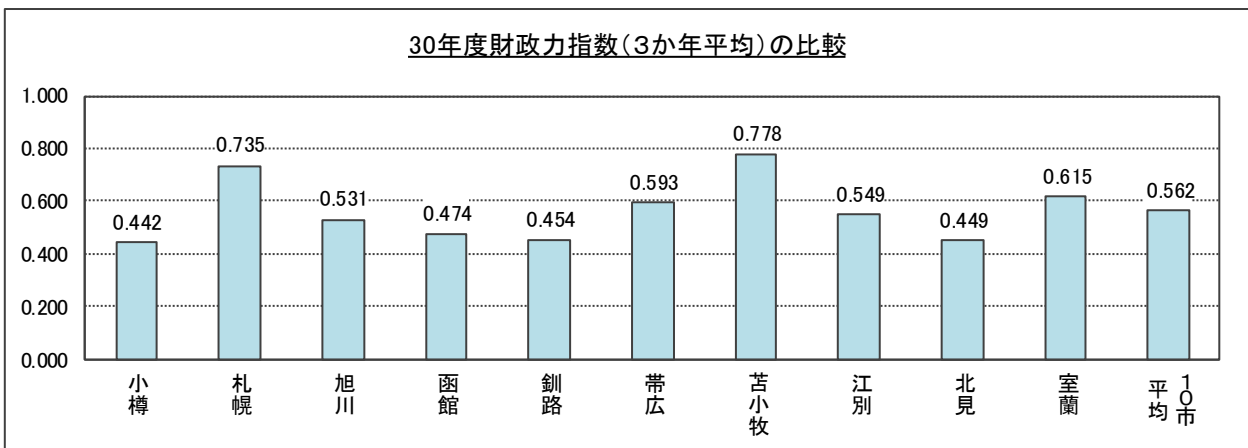
経営健全化基準：公営企業の早期健全化基準に相当するもので、この基準を上回ると、経営健全（イエローカード） 化計画の策定・公表が義務づけられます。

(2) 財政力指数

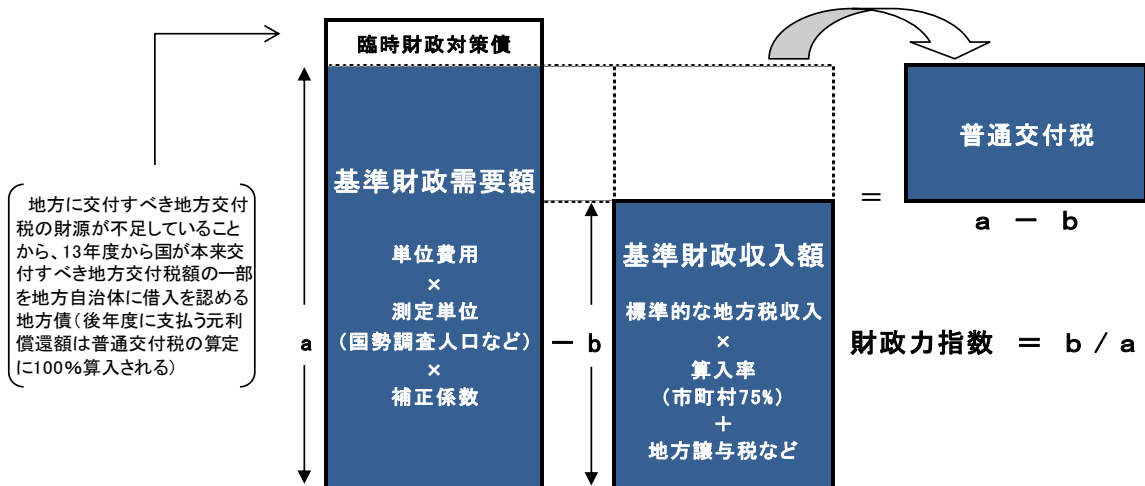
30年度の財政力指数（3か年平均）は0.442で、標準的な行政サービスを提供するために必要な経費を市税や地方譲与税等で44.2%しか賄えず、55.8%を普通交付税に依存している状況にあります。



道内主要都市10市の中では、一番低い数値となっています。



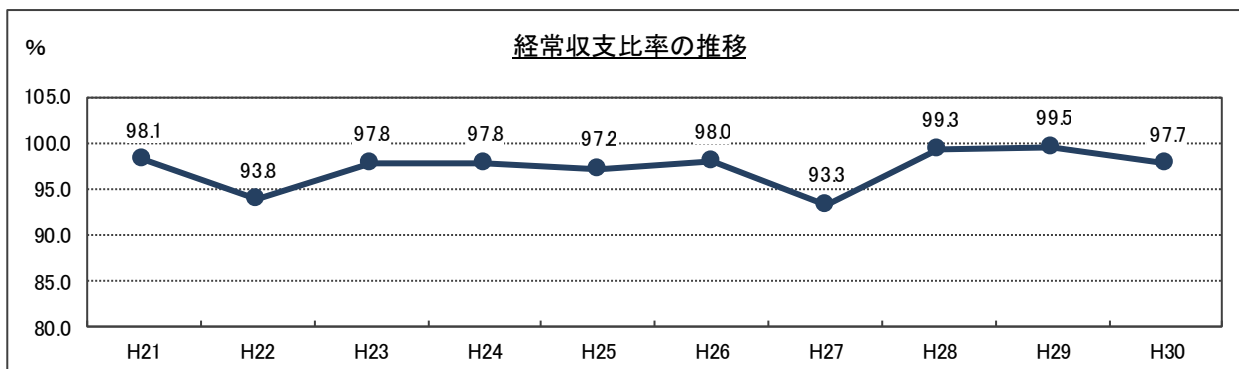
財政力指数：地方公共団体の財政力の強弱を示す指標で、基準財政収入額（標準的に収入し得る収入額）を基準財政需要額（標準的な行政サービスを提供するために必要な支出額）で除して得た数値の3か年平均値。なお、基準財政収入額、基準財政需要額と普通交付税との関係は以下のとおりで、財政力指数が低いほど普通交付税に依存していることになります。



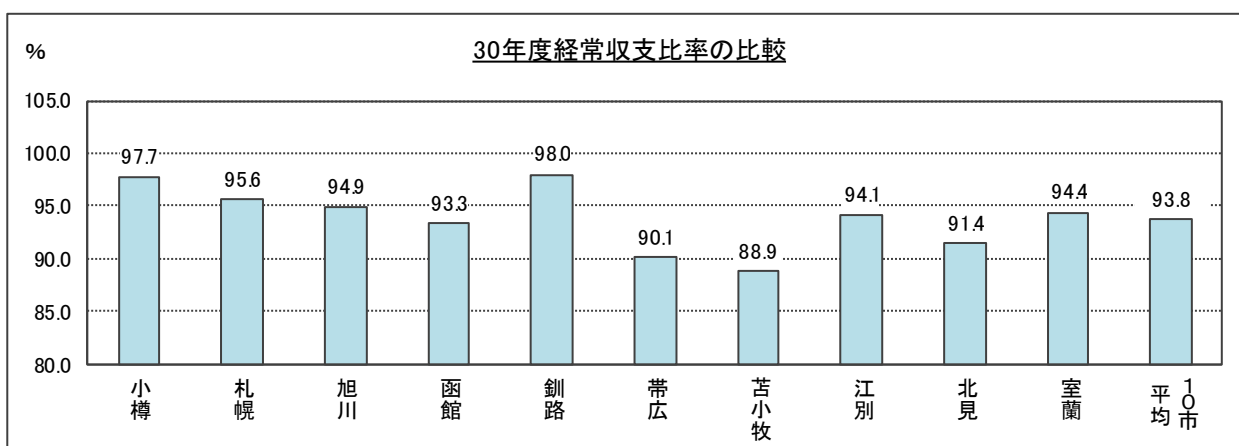
(3) 経常収支比率

30年度の経常収支比率は97.7%で、前年度と比較して、歳入で地方交付税が減少しましたが、固定資産税など市税収入が増加したことや、歳出で公債費や扶助費が減少したことなどにより、1.8ポイント低下しました。

本市の経常収支比率は、90%を超える状況が続いており、政策的な事業に使える財源が少なく、非常に硬直した財政構造となっています。



道内主要都市 10 市の中では、二番目に高い数値となっています。



経常収支比率：財政構造の弾力性を示す指標で、毎年度経常的に支出される経費に充当された一般財源が、地方税や普通交付税などの毎年度経常的に収入される一般財源や臨時財政対策債等の合計額に占める割合。数値が低いほど一般財源に余裕があり、基金への積立てや政策的な事業を行うための財源として利用できることを示し、数値が高いほど財政構造が硬直化していることを示す。